

労働条件のさらなる改善をめざし、 2月10日に病院長交渉を行います

組合は、昨年、4月12日に2009年度の給与引下げに対しての代償措置16項目を要求しました。2010年度の給与交渉では、2009年11月24日に締結した労働協約(第4条「平成21年度の給与引下げ分の余剰金については人件費として使用することを基本とする」)の趣旨に基づき代償措置要求項目の実現に向け、使用者側と協議を行いました。その結果、病院関係の要求項目の中で3項目が実現、他の項目については、今後、労使協議の場で実現に向けて労使協議の場を設けることを交渉の中で使用者側が約束しています。

実現した3項目は次の通りです。すでに1月支給の給与に反映しています。(ただし、看護手当については、1月の夜勤実績に対して支給されますので2月に支給される給与から反映することになります。)

*中央手術部勤務看護師、MFICU、HCUへの危険手当として調整額1で新設

医療職基本給表(二) 調整基本額*

2級 9,400円 ただし、1号給8,122円、2号給8,217円、3号給8,311円、4号給 8,406円、5号給8,500円、6号給8,608円、7号給8,712円、8号給8,815円、9号給8,923円、10号給8,986円、11号給9,049円、12号給9,112円、13号給9,175円、14号給9,243円、15号給9,310円、16号給9,378円

3級 9,700円

4級 10,000円

※該当者がいない1級、5級、6級、7級については省略しました。

*専門看護師(5,000円/月)、認定看護師(3,000円/月)への手当新設

夜間看護手当の増額

夜間全体(7時間) 二交替制	6,800円 → 7,600円
夜間一部(4時間以上) 深夜	3,300円 → 3,700円
夜間一部(2時間以上4時間未満) 準夜	2,900円 → 3,200円
夜間一部(2時間未満)	2,000円 → 2,200円

※夜間とは、22時～翌日5時の時間帯が含まれる勤務のこと。

昨年の交渉で実現にいたらなかった「主任・師長・副師長への職務手当の創設」「看護師・コメディカルの増員」「設備管理技士の昇格改善」の3項目については、病院側の意向に基づいて検討する、との回答を使用者から得ています。医学部支部では、この3項目に加え、各部会からの要求を含む新たな要求書を1月5日、病院長へ提出しました。

昨年、12月24日には新たな労働協約が締結され、2010年度の給与引下げの余剰金の取扱についても人件費として使用することを基本とすることが約束されました。この協約をふまえて要求実現に向けて交渉を行います。

病院長交渉は、2月10日に行うことが決定しています。組合では、病院長、看護部長に職場の生の声や実態を伝え、働きやすい職場づくりをめざして要求項目の実現に向けて取り組めます。

2011年 1月 5日

熊本大学医学部附属病院
病院長 猪股 裕紀洋 殿

熊本大学教職員組合
執行委員長 伊藤 正彦

熊本大学教職員組合医学部支部
支部長 小原 大輔

団体交渉申し入れについて

熊本大学教職員組合は、貴職に対し下記項目について交渉を申し入れます。

記

1. 看護師、コメディカルの増員
2. 年休の計画的な取得
3. 看護師の夜勤体制の改善
4. 超過勤務問題
5. 手当の創設
 - 1) 中央放射線部に勤務する看護師、臨床工学技士へ危険手当の創設
 - 2) 主任、師長、副師長に対する職務手当の創設
 - 3) 認定技師、認定士などに対する手当の創設
6. 設備管理技士の昇格改善
7. ME 機器センター、リハビリテーション部、病理部への技師長の創設
8. 病院再開後の組合事務所、組合掲示板の確保

組合ニュース	NO. 10	熊本大学教職員組合医学部支部
	2011. 1.26	内線 5858 メール m-kumiai@union.kumamoto-u.ac.jp